



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) …
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課) …
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …(同) …
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二件)……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) …
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課) …

告示

● 東京都告示第千四百四十九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和三年十二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年十一月十五日 昭島市福島町 延長
 第一項第五号 一月十五日 二丁目四百六 二九・〇七
 の規定による 十八番二の一 幅員
 部 四・五〇

● 東京都告示第千四百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等とおり告示し、縦覧に供する。

令和三年十二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市本町四丁目二千七百六十四 令和三年十一月
 番六から同番八まで、同番十の一部、十六日
 二千七百六十六番六、二千七百六十七番一の一部、二千七百八十三番一、同番五から同番十一まで、二千七百八十四番一から同番四まで、同番六から同番八まで、二千七百八十五番一、同番五から同番十七まで、二千七百八十七番一、同番二十九の一部、同番三十、本町五丁目二千七百六十

四番二十四及び二千七百六十六番七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

● 東京都告示第千四百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東大井六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物





三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【格子の回転角度(4度27分1秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

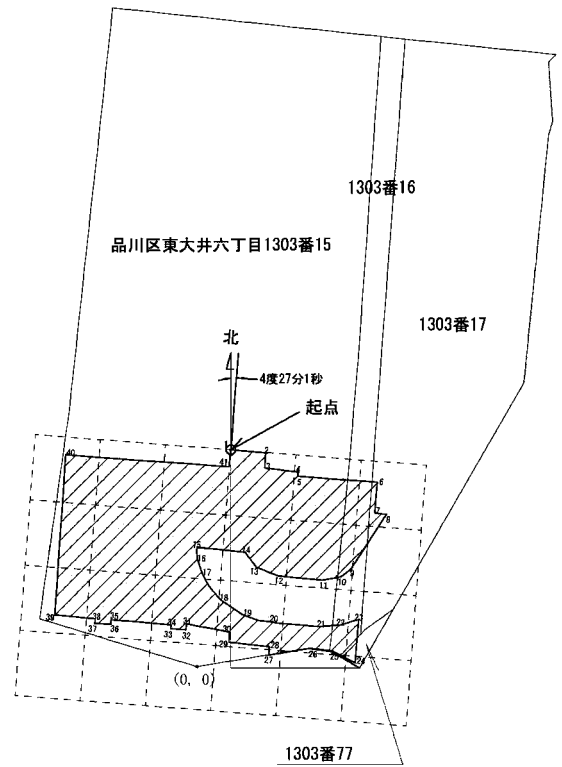
【起点】
 起点は、品川区東大井六丁目1303番15の地点番号1 (X, Y) = (-1.533, 33.502) の座標点とする。

※座標値は、品川区東大井六丁目1303番15の最南端を(X, Y) = (0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

-  調査範囲
-  単位区画
-  筆境界
-  形質変更時要届出区域

地点番号	X座標	Y座標
1	-1.533	33.502
2	-6.926	33.633
3	-6.986	31.306
4	-12.121	31.253
5	-12.122	30.603
6	-24.345	31.015
7	-24.498	26.326
8	-26.269	26.316
9	-21.753	17.320
10	-20.323	16.031
11	-17.621	15.248
12	-10.871	15.131
13	-7.338	16.124
14	-5.378	18.193
15	2.011	18.123
16	1.701	16.285
17	-0.481	12.420
18	-2.472	10.551
19	-6.175	8.591
20	-8.685	8.042
21	-17.621	8.133
22	-21.753	8.724
23	-23.793	9.854
24	-24.004	3.179
25	-20.361	4.622
26	-16.965	4.680
27	-10.659	2.978
28	-10.659	4.251
29	-4.309	4.212
30	-4.309	5.802
31	2.310	6.307
32	2.323	5.382
33	4.650	5.309
34	4.641	5.898
35	13.822	5.689
36	13.887	4.977
37	16.166	4.859
38	16.278	5.572
39	22.493	5.464
40	23.477	29.966
41	-1.533	30.924

※地点1~41の座標は左表のとおり。



●東京都告示第千四百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百五十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

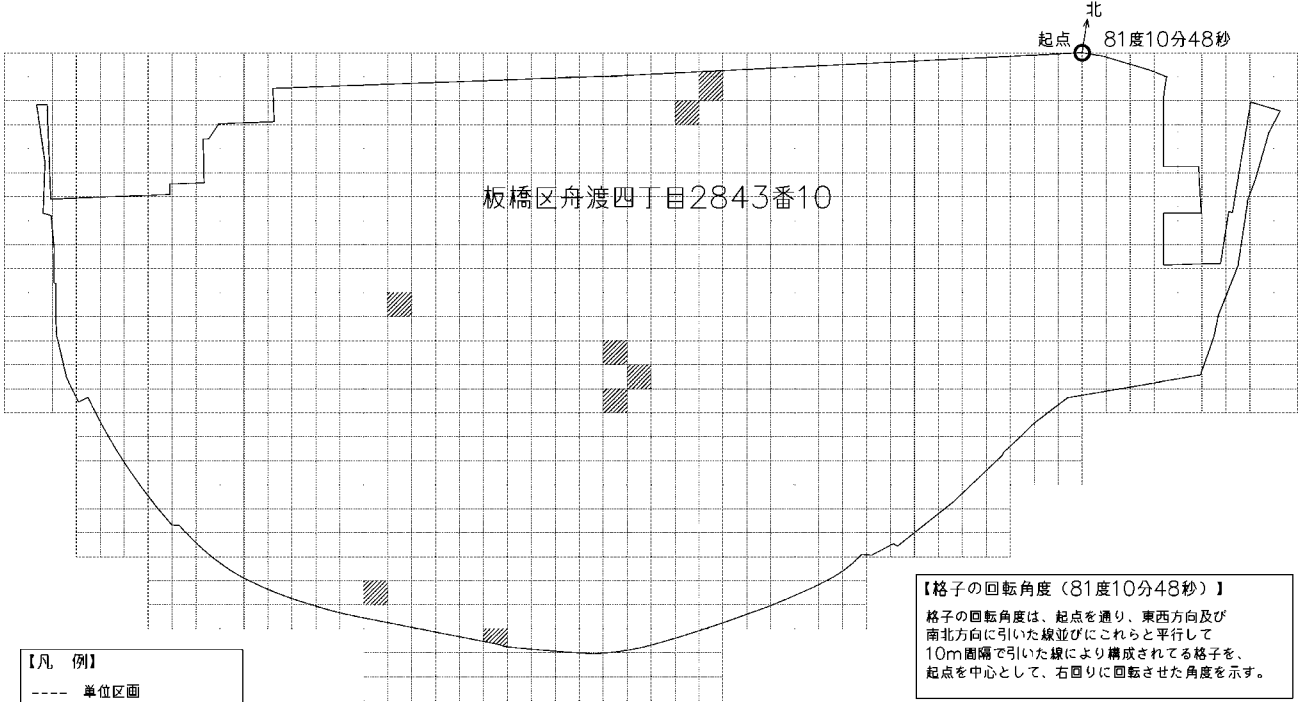
一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区舟渡四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度（81度10分48秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、板橋区舟渡四丁目2843番10の最北端とする。

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 品川駅周辺地区地区計画

二 位置 追加する部分 港区港南二丁目地内

変更する部分

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

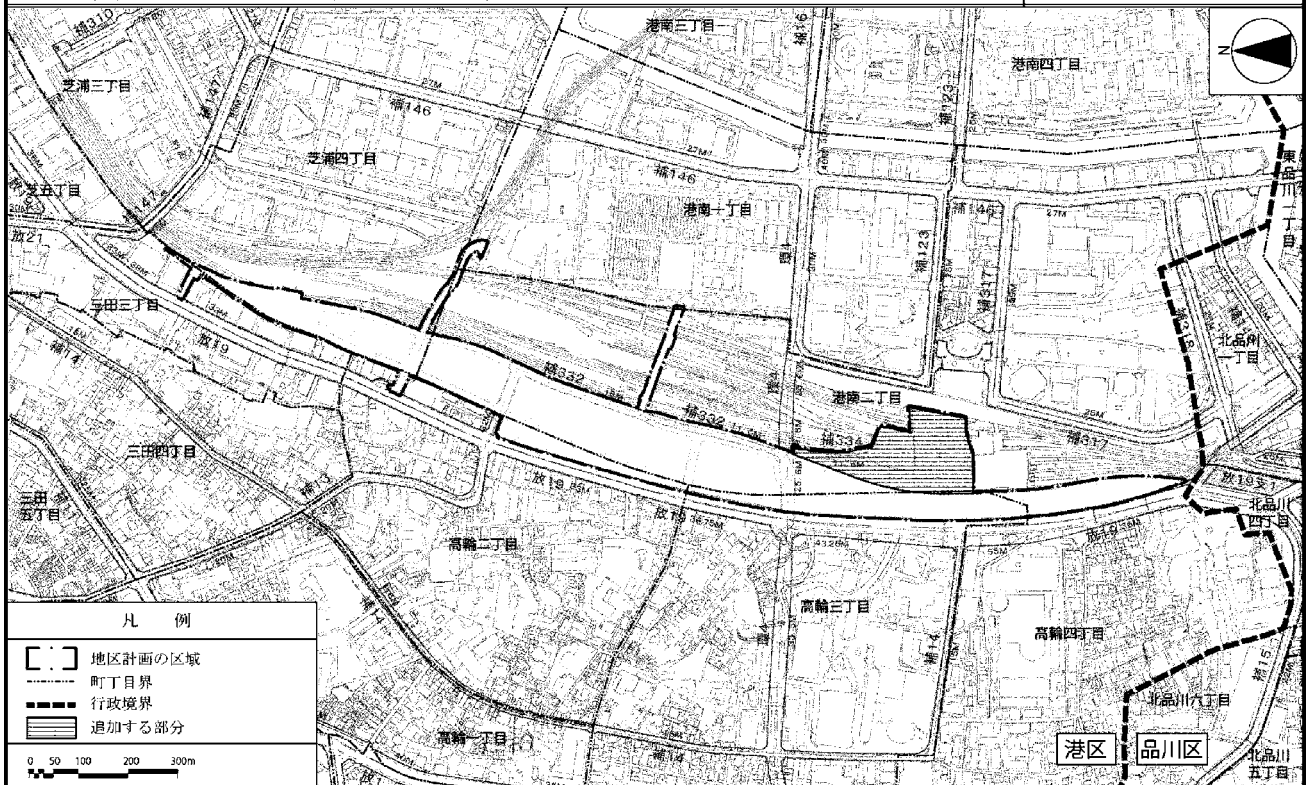
五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
品川駅周辺地区地区計画 区域図



再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月七日

東京都知事 小池百合子

一 名称 臨海副都心青海地区地区計画

二 位置 変更する部分

江東区青海一丁目、青海二丁目及び品川区東八潮各地内

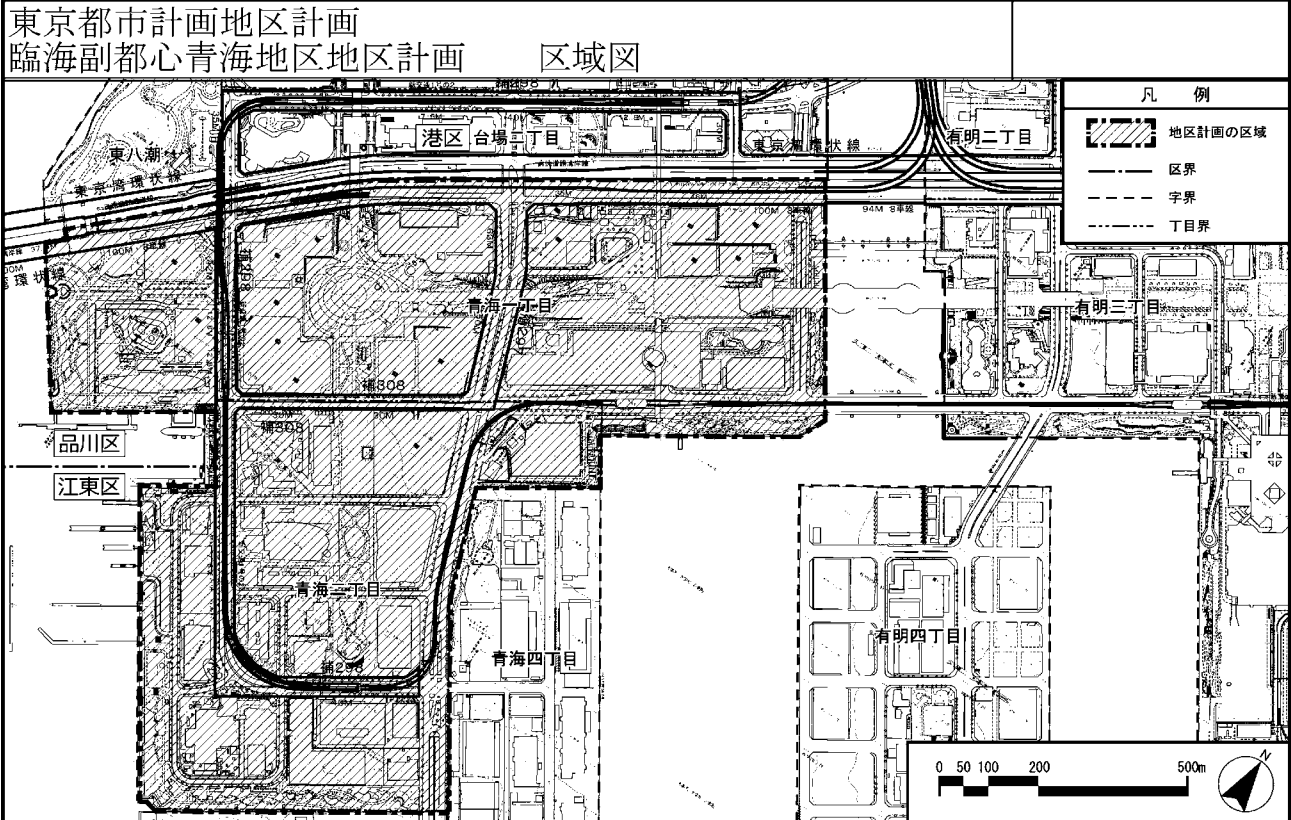
三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに江東区役所及び品川区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第504号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3都市基街都第180号、令和3年9月2日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー東久留米滝山店
- 二 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番十号
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前九時。ただし、休日、祝日に限り午前八時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯
まで 午前八時四十五分から午後十一時
- 八 変更後の来客が駐
車場を利用するこ
とができる時間帯
まで 午前八時四十五分から午後十一時

車場を利用するこ
とができる時間帯
まで。ただし、休日、祝日に限り
午前七時四十五分から午後十一時
まで

九 変更日 令和三年十二月十日

十 届出日 令和三年十一月二十四日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十二 縦覧期間 令和三年十二月七日から令和四年
四月七日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例（平成元年東京
都条例第十号）に定める休日を除
く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番十号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

